

税金や保険料などの減免・支払い猶予

⇒ 市税の納付期限の延長

税務課収税班（☎62-5322）

平成23年度分の市税の納期限を以下のとおり延長します。被災にかかわらず全ての人が対象です。

月	個人市民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税
平成23. 5				
6				全期
7	1期		1期	
8		1期	2期	
9	2期		3期	
10		2期	4期	
11	3期		5期	
12		3期	6期	
平成24. 1	4期		7期	
2		4期	8期	
3				

⇒ 個人市・県民税の減免

税務課課税班（☎62-5321）

平成23年度分の税を被害の程度や所得の状況に応じて減免します。

※市が行った被害状況調査の被害判定に基づき減免手続きを行いますので、申請の必要はありません。

(1) 人的被害を受けた場合

区分	減免の割合
本人が死亡	全部
本人が生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった	全部
本人が障害者（地方税法の規定による障害者をいう）となった	10分の9

(2) 住宅が損壊した場合

前年中の世帯全員の合計所得金額	減免の割合	
	全壊	半壊
500万円以下	全部	2分の1
500万円を超え750万円以下	2分の1	4分の1
750万円を超え1,000万円以下	4分の1	8分の1

※半壊は大規模半壊を含みます。